公私連携協定の概要について

1 これまでの経緯

教育委員会では、令和3年3月29日に稲敷市幼児施設設置協議会からの答申の中で、 付帯意見として要望のありました公私連携協定書の締結に向け、これまで民間事業者と協 議を進めてきました。今般、その協議が整いましたので、協定を締結するに至りました。

2 協定締結の根拠法等について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、認定こども園法という。)及び児童福祉法においては、市町村と法人が協定を締結し、当該認定こども園等を「公私連携幼保連携型認定こども園等」に指定することにより、市町村が公私連携幼保連携型認定こども園等において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています。

3 協定書締結者

- ○社会福祉法人 愛親会 理事長 本橋 洋一

【事業所名】 認定こども園つばさ、江戸崎保育園、小規模保育園パンダ

○社会福祉法人 盡誠会 理事長 宮本 二郎

【事業所名】 幸田保育園

- 4 協定の主な内容(以下の内容を規定するよう法律上定められています。)
 - ① 協定の目的となる認定こども園の名称及び所在地
 - ② 認定こども園等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
 - ③ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
 - ④ 協定の有効期間
 - ⑤ 協定に違反した場合の措置
 - ⑥ その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項